

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 0 日

介護サービス事業者 各位

東三河広域連合
介護保険課長 生駒 雄二

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの引き下げに伴う事業所で発生した新型コロナウイルス発生報告体制の変更について（通知）

日頃より東三河広域連合の介護保険行政にご理解とご協力を頂き、また新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、東三河広域連合管内の事業所におかれましては、事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、速やかに電話にて東三河広域連合介護保険課（休祝日は市町村代表番号）へ連絡をいただいておりますが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが引き下げられたことに伴い、第一報の連絡と事故報告書の提出等の報告体制はインフルエンザや他の感染症等の発生時の対応と同様（令和4年度介護保険指定事業者講習会資料 34～39 ページ参照）とし、休祝日の市町村代表番号への連絡は廃止とします。

但し、入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上（※）の感染が発生した場合は従来と同じく、速やかに東三河広域連合に発生報告をしていただくようお願いいたします。

※ 10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合

【問い合わせ先】

介護保険課 指定グループ

TEL: 0532-26-8470・8471 FAX: 0532-26-8475

E-mail: kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp